

情 個 審 答 申 第 6 号

令和 7 年 12 月 15 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和 6 年 11 月 14 日付け総総第 1312 号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

令和 6 年 4 月 9 日付け福介第 113 号保有個人情報部分開示決定を取り消し、改めて開示決定等（保有個人情報を開示するかどうかの決定）を行うべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が、審査請求人に対し令和 6 年 4 月 9 日付け福介第 113 号で行った処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和 6 年 3 月 25 日、処分庁に対し、保有個人情報開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」に「母

親の現住所を私に教えられないとした理由が記載されている文書」と記載して保有個人情報の開示請求を行った。

- (2) 処分庁は、令和6年4月9日、本件開示請求に係る保有個人情報を、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）【高齢介護室作成】（以下「本件行政文書」という。）に記載する保有個人情報として特定した上で、当該保有個人情報に関し、後記「開示を拒否することを決定した部分」については、当該「開示を拒否する理由」により開示をしないものとし、それ以外の部分については、開示する旨の決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、保有個人情報部分開示決定通知書（以下「本件保有個人情報部分開示決定通知書」という。）により審査請求人に通知した（令和6年4月9日付け福介第113号）。

〔開示を拒否することを決定した部分〕

「内容」欄

〔開示を拒否する理由〕

「開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じる恐れがあると認められることから、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当するため。」（原文ママ）

- (3) 審査請求人は、令和6年4月11日、審査庁に対し、本件部分開示決定の取消しを求める、本件審査請求を行った。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 本件処分は事実が不確かな情報に基づいて行われている。

イ 公務の執行や公文書の作成は客観的事実に基づく判断であるべきで、仮定に基づく推測または当該職員の主観による事実無根の憶測に基づくものであってはならない。

ウ 審査請求人の意見等も非開示とされている疑いが極めて高く違法である。

エ 審査請求人の記載がない場合、高齢者虐待防止対応会議において養護者であった審査請求人の氏名、意見等の記載がないのは不自然である。

オ 審査請求人に関する部分とそれ以外の部分とを容易に区分できない状態であること自体が理解しがたく、適切な日本語力や事務能力があればこのような事態は起こりえない。

また、仮に容易に区分できない状態だったとしても、通常の日数に加えて延長の日数があり、区分できない適切な理由があったとは推測されない。

カ 本件部分開示決定により、審査請求人は法的権利を侵害されている。

(2) 処分庁の主張

ア 本件部分開示決定により不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、開示請求者の母（以下「対象高齢者」という。）に対する養護者による高齢者虐待の対応についての支援方針に関する情報であり、当該情報を開示することにより、対象高齢者に対する寝屋川市及び関係機関の具体的な対応手法が対象高齢者の養護者である審査請求人に明らかになるなど、高齢者虐待対応に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、個人情報保護法第78条第1項第7号に該当する。

イ 審査請求人の主張は仮定に基づく推論によって構成されており、一定の客観的証拠をもって主張するものではなく、妥当性を欠くものである。

ウ 審査請求人の意見等に関する記載があったとしても、当該記載が対象高齢者に対する支援方針の決定に関わるものとなる以上、審査請求人の意見等に係る記載とそれ以外の部分とを容易に区分することはできないことから、不開示とするものである。

エ 本件不開示部分について審査請求人に関する部分とそれ以外の部分とを容易に区分できないとする理由は、本件不開示部分が、対象高齢者に対する高齢者虐待対応についての支援方針に関する情報であり、対象高齢者の高齢者虐待対応に影響を及ぼす記述であることから、全体とし

て一体不可分のものであると認められるからであり、期限内に区分できないことを理由として容易に区分できないとするものではない。

オ 本件不開示部分を不開示とした理由は、上記アのとおりであり、また、対象高齢者の生命や健康、生活の安全を保護するために、本件不開示部分を開示することが特に必要な事情は存在せず、開示する利益が不開示とする利益を上回ることは想定されない。

第4 事実関係等の概要

- 1 個人情報保護法第 82 条第 1 項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の部分開示の決定（当該保有個人情報の一部を開示する旨の決定）をするときは、保有個人情報部分開示決定通知書に理由を記載しなければならないこととされている。
- 2 この理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものである。かかる趣旨に照らせば、保有個人情報の部分開示の決定をする場合に提示すべき理由としては、当該保有個人情報部分開示決定通知書の記載自体から、開示請求者において、不開示とされた保有個人情報が個人情報保護法第 78 条第 1 項各号の不開示情報のいずれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

第5 当審査会の判断

- 1 上記第 2. 1 (2)のとおり、本件保有個人情報部分開示決定通知書の「開示を拒否する理由」の欄には、「開示請求者の母親に対する支援方針について記載されており、当該内容を開示することにより、開示請求者の母に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じる恐れがあると認められることから、個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当するため。」（原文ママ）とのみ記載されている。
- 2 そこで、当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書に記録されている情報は、対象高齢者に対する支援方針について記載されているとは認めることができない上、本件保有個人情報部分開示決定通知書の「開示を拒否する理由」に記載されている部分開示の理由は、個人情報保護

法第 78 条第 1 項第 7 号の規定をそのまま引用したに等しく、当該内容を開示することによって、なぜ対象高齢者に対する支援業務の円滑な遂行に支障を生じるおそれがあるのかまで記載されていない。

3 保有個人情報開示請求に対する処分をするに当たり、どの程度詳しい理由を提示すべきかに関しては、特段の定めはないが、理由の提示の趣旨(上記第 4. 2)を踏まえれば、理由の提示の程度は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかが理由の記載から了知し得るものでなければならない。

4 そして、提示された理由が、これらの趣旨に沿うとは解されない程度の簡易な記載に留まる場合(本件において、規定をそのまま引用したに等しい。)は、その理由の提示に瑕疵があると言わざるを得ない。

5 判例(最判昭和 38 年 5 月 31 日民集 17 卷 4 号 617 頁)では、行政庁による処分に手続的な瑕疵があった場合、当該処分は違法となるか否かに関しては、当該処分は当然に違法であり取り消すべきであるという立場をとっており、理由の提示が違法である場合、処分は取り消されることとなる。

6 以上のことからすると、本件部分開示決定は、その理由の提示に瑕疵があると言わざるを得ず、当該処分の取消しが相当と考えられる。

7 結論

よって、本件審査請求に関しては、本件部分開示決定を取り消し、処分庁において、改めて開示決定等(保有個人情報を開示するかどうかの決定)を行うべきである。